

第2号議案

諸規則の改定案承認の件

以下の理由により、諸規則の改定案を本総会へ議案上程致します。

【目的】

- ① 貸切共用施設使用規則において適用となる共用施設に漏れがあったため、改定したい。
- ② 2021年12月定期団地総会にてペット飼育規則を改定した際、記載に誤りがあったため改定したい。

【決議事項】

- ① 貸切共用施設使用規則の改定
- ② ペット飼育規則の改定

【適用日】

本臨時団地総会終了後、直ちに適用します。

【背景】

2022年12月3日開催の団地総会で可決された諸規則を点検したところ、漏れと誤りが確認されたため、改定を実施したい。

1 貸切共用施設使用規則

改定案	現行	備考
前文 本団地に居住する組合員および占有者(以下「組合員等」という。)相互のコミュニケーションおよび快適なマンションライフを確保し、本団地のクラブアリーナ・パーティールーム・ミーティングルーム・サウンドルーム・オーナーズルーム(オーナーズスイート・雅・和)・<u>サテライトスペース</u>・バーベキュー広場・ユトリシアプラザ(水遊びスペース)(以下「貸切施設」という。)を円滑かつ有効に使用することを目的として、規約第20条第1項に基づき次のとおり規則を定める。	前文 本団地に居住する組合員および占有者(以下「組合員等」という。)相互のコミュニケーションおよび快適なマンションライフを確保し、本団地のクラブアリーナ・パーティールーム・ミーティングルーム・サウンドルーム・オーナーズルーム(オーナーズスイート・雅・和)・バーベキュー広場・ユトリシアプラザ(水遊びスペース)(以下「貸切施設」という。)を円滑かつ有効に使用することを目的として、規約第20条第1項に基づき次のとおり規則を定める。	施設の追加(記載が漏れていたため)

附 則 一 本規則は、壱番街の最先引渡日(2009年3月27日)から効力を発する。 (1)改定 2013年12月21日(第6回定期団地総会)から効力を発する。旧第8条使用料の変更 (2)改定 2021年7月10日(第13期臨時団地総会)から効力を発する。ユトリシアプラザ(水遊びスペース)の追加 (3)改定 2021年12月11日(第13期定期団地総会)から効力を発する。規約全面改定に伴う規則の改定 <u>(4)改定 2022年12月3日(第14期定期団地総会)から効力を発する。ミーティングルーム・パーティールーム用途への軽運動の追加</u> <u>(5)改定 2023年〇月〇日(第15期臨時団地総会)から効力を発する。前文にサテライトスペースの追加。</u>	附 則 一 本規則は、壱番街の最先引渡日(2009年3月27日)から効力を発する。 (1)改定 2013年12月21日(第6回定期団地総会)から効力を発する。旧第8条使用料の変更 (2)改定 2021年7月10日(第13期臨時団地総会)から効力を発する。ユトリシアプラザ(水遊びスペース)の追加 (3)改定 2021年12月11日(第13期定期団地総会)から効力を発する。規約全面改定に伴う規則の改定 (新設) (新設)	
--	--	--

2 ペット飼育規則

改 定 案	現 行	備 考
第10条(身体障害者補助犬) 組合員等が、盲導犬、介助犬および聴導犬(以下「身体障害者補助犬」という。)を必要とするときは、管理組合および他の居住者は、身体障害者補助犬の必要性に十分に配慮するものとする。 2 身体障害者補助犬については、次に掲げる項目の適用を除外する。 一 第1条第2項 二 第7条第1項第一号ロ 三 第7条第<u>1</u>項第二号イ・ロ	第10条(身体障害者補助犬) 組合員等が、盲導犬、介助犬および聴導犬(以下「身体障害者補助犬」という。)を必要とするときは、管理組合および他の居住者は、身体障害者補助犬の必要性に十分に配慮するものとする。 2 身体障害者補助犬については、次に掲げる項目の適用を除外する。 一 第1条第2項 二 第7条第1項第一号ロ 三 第7条第<u>2</u>項第二号イ・ロ	文言の修正(誤って改定されたため)

以上